

○9番（河内優子）（登壇） 皆様
こんにちは。公明党議員団の河内優
子でございます。通告に従いまして
質問させていただきます。

まず、初めに、女性が働きやすい
職場環境づくりについて質問させて
いただきます。

2024年、子供の出生数は68万
6,061人で、1899年の統計開始以
降、初めて70万人を割り込みまし
た。

国立社会保障・人口問題研究所の
将来推計にて、少子化は政府推計よ
り15年早く進んでいることが分か
りました。

新居浜市も少子化は急速に進み、
令和6年の出生数は689人と減少
しています。

少子化の改善には、結婚や子育て
に関する社会全体の経済的支援や市
民幸福度向上が必要と思います。

令和5年度市民福祉委員会、市民
との意見交換会の中で、母親が自
分を大切にすることで、子供が母
親を見て安心し、幸せを感じるこ
とができる。何より母親が幸せだと実感
することが大切だと教えていただき
ました。

新居浜市は令和8年出生数の目標
を800人と定めています。家事、
育児、仕事に多忙な母親を支える
社会意識の変化は必要不可欠だ
と思います。

新居浜市は3月に男女共同参画に
関する市民意識調査報告書をまと
めました。この報告書では、男性、
女性共に会社員の割合が最も高
くなり、前回調査と比較すると、
女性のパートタイム、アルバイト
は減少し、常勤率は53%から
62%に増加しています。共働き
世帯が全体の5割弱で最も多く、
1998年の調査開始から比較
すると11%増加しており、女
性の社会進出が進んでいることが
分かりました。

男女共同参画社会の実現に向け
て、進めるべき施策について、
仕事をしながら育児や介護を行
えるシステム作りが男女とも7割
を超え、最も高く、仕事、家事、
育児等、両立できる環境づくり
がより一層求められています。

新居浜市は、女性の活躍等を推
進する取組を積極的に行う事業
所に対して、女性活躍等推進事
業所として認証を行っています。
この認証事業の認知度を上げる
必要があり、企業、市民の方や
市外の方へ、より効果の高い周
知が必要と思われます。

他市では独自の社会貢献優良
企業優遇制度があり、女性活躍
推進と子育て支援の基準をクリ
アしている企業に対して、市と
の契約において優遇することや
市のホームページで企業の取
組状況を紹介、その情報を大
学等にも周知するなど、市が積
極的に働きやすい企業を育て、
市民にPRしているようです。

そこで、1点目に、育児休暇取
得、介護休暇取得に関して、職
場の理解が進む等の女性が働
きやすい職場環境づくりにつ
いて、市としてどのように取り
組まれているのかお伺いしま
す。

新居浜市が抱える課題の中
でも、若年層の女性の転出超過
は最大の課題です。女性に新
居浜市を選んでもらうためには、
働きやすい魅力的な企業が新
居浜市にあることが必須条件
となります。育児、仕事、家事
等、家庭を両立しながらキャ
リアアップしたい、将来的には
子育てしながら働きたいと望
む彼女たちの選択肢の中に、
新居浜市を選んでいただ

けるよう、市内の優良企業が入るよう
に、新居浜市としてPRすることは
必要だと思えます。

そこで、2点目に、女性が活躍で
きる職場、女性に選ばれる職場環
境をいかに多くの市内企業の方
々に御理解いただき、環境づく
りを進めていただけるかが課題
だと考え、認証を得た企業を増
やすためにインセンティブが必
要と考えますが、本市のお考
えをお伺いいたします。

次に、誰もが安心して搾乳が
できる環境づくりについて質
問をさせていただきます。

現在、多くの人利用する施設
には、赤ちゃんにミルクをあ
げることができる授乳室の設
置が進んでいますが、授乳室
でも搾乳ができることにつ
いては、残念ながらまだ一般
的に理解が進んでいません。

入院中の赤ちゃんに母乳を届
けるために、自分で定期的に
母乳を搾る必要のあった母
親は、1人で授乳室を利用し
て搾乳をしていた際に、赤
ちゃんが一緒にいないと目
的外利用をしているかよう
な心ない言葉に心を痛めた
と伺いました。

また、産後に職場復帰する
女性にとっても、職場で安
心して搾乳できる場所の確
保や周囲の理解などが課題
となっています。

赤ちゃんに授乳しない場合
でも、母体では母乳がつく
られるため、母乳がたまった
状態を放置すると痛みが生
じ、乳腺炎等を発症するお
それがあり、数時間ごとに
搾乳をする必要があります。

しかし、職場に女性用の休
憩室や授乳室がない場合、
母乳を破棄することあると
の話を伺いました。授乳室
と搾乳室を併記した表示に
している行政施設や大型商
業施設など存在しますが、
まだまだその数は少ないの
が現状です。

令和6年12月16日の参議
院予算委員会では、公明党
の佐々木さやか参議院議
員が、国土交通省のバリア
フリーガイドラインに、授
乳室での搾乳が可能である
ことについて、記載するよ
う求めたところ、中野洋昌
国土交通大臣からは、ガイ
ドラインの記載を充実させ
、子育てバリアフリーの推
進を図る旨の答弁があり、
こども家庭庁からも国土交
通省と連携した周知啓発の
検討が示されました。

女性が出産後、安心して社
会参画ができ、健康に活動
するためにも、社会全体が
出産後の女性の健康管理に
ついて、正しく理解し、公
共施設や職場、商業施設に
おいて安心して搾乳がで
きる環境を整えることが重
要であると考えます。

そこで、出産や子育てへの
支援を充実するため、授乳
室でも搾乳しやすい工夫
や職場における搾乳など、
必要な方が安心して搾乳
できる環境づくりに取り組
むべきと考えますが、お考
えをお伺いいたします。

次に、市営住宅について質
問をさせていただきます。

新居浜市も単身世帯が増
加しています。単身世帯の
市営住宅の戸数が少なく、
希望しても入りにくいとの
お声を伺いました。ここ数
年、公募申込者数の減少や
公募倍率の低下など、市
営住宅の公募に対するニー
ズが低下しているように
感じます。築年数が古い
団地では、公募困難な空
き部屋を含め、多くの空
き部屋が存在していると思
われます。

これらを踏まえて、今後も
増加が見込まれる単身世
帯に対して、単身世帯募
集の年齢制限が60歳以上
とな

っていますが、年齢制限の緩和等、要件の見直しや柔軟な対応は検討できないでしょうか。

単身世帯の40代、50代という働き盛りの年代の方も深刻な病気で退職し、生活が不安定になる方など、市営住宅へ入居を希望されている方もおられます。

第六次長期総合計画においても、施策4-3、安心な住宅の整備の現況と課題の中に、単身者や高齢者世帯、子育て世代等の多様な居住ニーズに応じた住宅の確保が必要と現状を分析されています。取組方針として、入居希望者のニーズに応じた公営住宅の提供に努めるとありました。

そこで、1点目に、現在の市営住宅の空き部屋率と単身世帯の入居要件緩和のお考えをお伺いいたします。

また、民間においても、住宅が余剰している中、住宅の確保に困窮されている方々の現状と市営住宅の現状を踏まえ、今後の市営住宅の役割をどのように考えていますか、お聞かせください。

市営住宅が住宅セーフティネット機能の中核を担う役割は、以前より減少していると思います。今後は公民連携の中で、地域ニーズに合った市営住宅の在り方を検討する必要があると考えます。

公営住宅法においては、用途廃止のほか、目的外使用により、社会福祉事業等への利用や中堅所得層を対象とした特定公共賃貸住宅としての活用が可能となっています。

国土交通省のホームページの中では、市営住宅を社会福祉事業等として活用することや高齢化が進む市営住宅の自治会等の地域コミュニティーを活性化することを目的に、学生に対し、自治会活動に積極的に参加することを条件に、市営住宅の空き住宅を低廉な家賃で提供し、地域のニーズに応じたまちづくり資源として活用しているなどの事例が挙げられています。

また、京都市では若者や子育て世代の流出を食い止めようと市営住宅の空き部屋を民間事業者の資金とノウハウで改修し、若者、子育て世帯に向けて手頃な家賃で賃貸する、京都市若者・子育て応援住宅をはじめ、子ども食堂、障害者グループホーム、地域交流拠点の開設など、生活支援サービスの充実や地域コミュニティーの活性化など、市営住宅の空き部屋の活用を進めています。

これらの事例では整備に多額の費用を要するため、公営住宅としての活用が困難な住戸を対象としています。

公募で選ばれた民間事業者に部屋を貸し付け、民間の知恵で、若い世代が住みたくなる間取りや若い方に人気の水回り設備にリノベーションし、割安な家賃設定など、魅力あるプランを提供し、全国初の取組をされております。

また、医療・介護従事者、子育て従事者、交通機関従事者、いわゆるエッセンシャルワーカーが入居できるような様々な取組が行われております。介護士、保育士の方は平均給料を比べると低い現状があります。

そこで、2点目に、新居浜市も公民連携やエッセンシャルワーカーさん向けの入居など、空き部屋を活用した事業の導入が必要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

次に、孤独死と高齢者支援について質問をさせていただきます。

独居の高齢者の方が御自宅でお亡くなりになりました。発見されるまでに5日から6日ぐらいかかったようです。

現在、単身世帯の増加、働き方の多様化により、家族や地域、会社などにおいて人とのつながりが薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況であり、孤独、孤立の問題が深刻化していると考えます。

お一人のときに人生の幕を下ろすことは誰にでも起こり得ることです。

そして、一人のときに助けを求めたいのに、助けを求めることができない状況に陥る方や発見されるまでに時間を要する方もいらっしゃいます。何より、孤独死を少なくするためには、一人一人を孤立させないことが重要と考えます。

内閣府は今年4月11日、自宅で誰にもみとられることなく亡くなり、生前社会的に孤立していたとみられる孤立死を初めて推計しました。その結果、2024年は2万1,856人が孤立死と発表があり、その中で男性が1万7,364人と8割を占めていることが分かりました。

警察庁がまとめた自宅で死亡した一人暮らしのデータを用いて、内閣府の有識者作業部会が推計したようです。自殺も含め、死後8日以上経過して発見されたケースを生前に孤立していたと強く推認されるとして、孤立死と位置づけましたと4月12日の愛媛新聞にて掲載されておりました。

政府をはじめ、関係機関が本格的に孤立・孤独対策に取り組まれていることが分かります。

そこで、1点目に、新居浜市の高齢者に対する、孤独・孤立対策の取組状況と、孤独死防止への取組についてお考えをお伺いいたします。

孤独・孤立対策推進法が令和5年5月に成立いたしました。この法案成立に関して、公明党も大変力を入れて推進してきました。

この法律は、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について、定めたものです。

内閣府に対策推進本部を設置し、孤立・孤独対策重点計画を作成すること。また、地方公共団体は関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされています。

他市では、地区民生委員が単身高齢者の把握とともに見守りを実施し、対象者の転居や施設入所等により、対象から外れた場合や新たな独居高齢者が確認された場合には、独居高齢者異動連絡票により市に届出を行っており、単身高齢者の把握に努めているようです。

また、他市では、所得の低い独居高齢者の方を対象として、生前にお預かりした費用により、亡くなった後の葬儀や納骨、家財などの処分を行う単身高齢者向けのサービスを実施し、単身高齢者の安心の確保につなげています。

御家族や親族が亡くなり、どなたともつながりが全くない方にとっては、行政は最後のとりでとなります。

そこで、2点目に、孤独・孤立対策地域協議会の設置はどのようになっていますか。推進状況と現在の課題についてお伺いします。

地域包括支援センターにつながっていない単身高齢者の方の見守りはどのようになっていますか。また、単身高齢者に向けたサポートについてお考えをお伺いいたします。

3点目に、孤独や孤立に悩んでいる人に寄り添い、適切な相談支援につなげることができるようにしていく必要があります。孤独、孤立に陥っても、助けを求める声が上げやすい地域づくりをどのように推進されているのかお伺いいたします。

次に、介護現場におけるハラスメントについて質問させていただきます。

現在、多くの介護現場で、人材不足が生じています。人材不足は、職員の方の負担増大だけでなく、職場環境の悪化による職員間のいさかいや介護の質の低下、さらには離職の増加という悪循環をもたらします。

訪問介護・看護などの現場では1人で訪問し、密室で対応することが多く、訪問ケアの現場で働く方から、利用者からつえでたたかれる、暴言を吐かれる、体を触られる等、ハラスメントが懸念される内容の御相談をお聞きします。

いかなる場合でもハラスメントは許されることではありません。介護職という尊いお仕事を選択し、日々懸命に業務に従事する職員の方を傷つける行為です。ハラスメントの中には、暴行罪、傷害罪、脅迫罪の犯罪になり得る行為もあります。人手不足が深刻な課題である介護業界において、ハラスメントにて大切な人手を失うことは大きな損失になります。

介護事業者は、ハラスメント防止のための具体的な対策を講じ、職員が安全かつ安心して働ける環境を整備することが求められています。事業者の方からは、様々な対策を講じているが、人手不足が深刻な中、現場で受けたハラスメントによる精神的負担が離職につながったケースもあるとお聞きしています。

厚生労働省のホームページの中に、介護現場におけるハラスメントの予防や対応に限界があることから、保険者をはじめとする地域の関係者との連携の必要性が指摘されています。

また、事案に対して適切に対応するためにも、ケアマネジャー、近隣の施設、事業所との情報共有の機会をつくる、地域ケア会議で共有する、医師等の他職種、保険者、地域包括支援センター、保健所、地域の事業者団体、法律の専門家、警察等へ相談、連携する等、日頃から地域の関係者と連携し、相談や地域全体で対応できる体制を築いておくことが重要と示されています。

介護現場でのハラスメント問題は、個々の事業者だけでは対応が難しく、新居浜市と関係機関との連携による認識の徹底やハラスメント予防対策が必要と考えます。そして、ハラスメントにおいて加害者と被害者の両方を発生させないことが重要です。

そこで、1点目に、ハラスメントの具体的な対策方法や事業所のリスクマネジメント体制の取組をお伺いいたします。

2点目に、利用者や家族の方には、介護職員へのどのような言動がハラスメントに当たるかなど、正しく理解していただくことが重要と考えますが、ハラスメント防止に対する周知啓発の取組、ハラスメントに悩む方への相談窓口設置についてお

考えをお伺いいたします。

3点目に、ハラスメント防止のため、保険者をはじめとする地域の関係者との連携の必要性についてお考えをお伺いいたします。

次に、介護事業所におけるICT活用についてお伺いいたします。

介護人材不足やヘルパーさんの高齢化等は切実な問題であり、安心してサービスを受けることが難しくなると懸念されます。人材不足による調整ができなくなり、介護を断らないといけないケースもあるとお伺いしています。

また、職員の方からは、残業の業務内容は記録作成・確認作業が大きな負担になっていることや力仕事のため、腕や腰を痛め、仕事を続けることができなくなる方もいらしています。

新居浜市高齢者福祉計画2024・介護保険事業計画の重点目標6の中に、国、県と連携し、事業所の実態や要望を把握し、介護人材の確保、定着及び資質の向上並びに業務効率化に向けた取組を行います。また、介護現場の負担軽減等の取組やICTの活用を含めた介護現場革新に向けた周知広報を進め、介護現場のイメージ刷新に努めると記載されています。

ICTの活用は、介護職員の方の業務負担軽減につながり、介護現場の方からは強く要望されております。

令和6年度高齢者保健福祉計画推進協議会の議事録の中にも、吉松会長より、新居浜市高齢者福祉計画2024の目標としているので、3年間で何とか検討していただきたいと要望されておりました。

そこで、介護のICT活用に向けたお考えをお伺いいたします。

どこかの事業所にて、モデルケースに取り組み、効果検証を試みてはいかがでしょうか。

次に、発達障がい支援についてのうち、発達障がい児支援について質問させていただきます。

文部科学省は令和4年に、通常学級の小中学生の8.8%に発達障害の可能性のある調査結果を発表しました。これは2002年から10年ごとに実施されている調査であります。前回の2012年の調査の結果は6.5%であり、2.3%増え、発達障害児童生徒の増加が分かります。

発達障害の診断を受けた御両親やグレーゾーンの御両親が御自宅で子供を見守ることに大きなストレスを抱えている方も少なくないと思います。一般的に発達障害の子供を育てる親の育児ストレスは非常に高いと言われております。地域からの孤立や発達上の困難に伴う子育ての難しさから虐待につながる可能性も考えられます。子供のライフステージに応じた切れ目のない支援や保護者への支援、社会の啓発等、一体的な取組が必要であると考えます。

施政方針にて目標2の中で、障害児通所支援の充実、障害児を育てる家庭へのサポートなど、障害児支援体制の整備と適切な運営を進めると掲げられています。

そこで、1点目に、御家庭へのサポートについて、どのように充実を図られるのか。

また、切れ目のない支援体制の整備についてお伺いします。

2点目に、サポートファイルの活用について、書類作成に時間がかかり、負担になっているとお聞きしております。サポートファイルの簡素

化とICT化は作業の軽減が図られ、教員の負担軽減につながると考えますが、今後のサポートファイルの簡素化とICT化への統一についてお考えをお伺いいたします。

3点目に、ペアレントメンターは発達障害のある子供を育てた経験のある親が行う活動です。当事者間で経験を共有することができ、大変有意義な取組と思います。

1人で悩みを抱え込まないために、この活動を広く知っていただく必要があると考えますが、新居浜市の取組状況と課題についてお伺いいたします。

次に、大人の発達障がい支援について質問をさせていただきます。

大人の発達障害という言葉もよく聞かれるようになりました。子供の頃は学校、家庭からフォローがあるため、大きなトラブルには至らず、本人も周囲の人も気づかない場合があると思われま

しかし、社会に出ると、相手の表情からやるべきことを察することやコミュニケーション能力が求められるため、人間関係や仕事に悩み、診断を受けて初めて自身の発達障害に気づかれる方がいらしています。

職場環境で、同僚や上司との新しい環境になじむことが難しく、新たな困り感が生じることがありますが、本人の困り感や生きづらさは、周囲の方には理解されない現状がございます。

そんな生きづらさを抱えた人たちに対して、周囲の方たちや社会の理解が深まれば、発達障害に対する捉え方や接し方が変わると思います。同僚や上司の方が障害の特性について理解し、職場での合理的配慮をいただくことで、トラブルを未然に防ぎ、職場定着を目指すことが可能になると考えます。

そこで、発達障害について、市民の方や企業の方に理解を深める取組や啓発についてお伺いします。

また、大人の発達障害に悩んでいる方の相談窓口はどちらになるのか。

また、どのような支援がございますか、御教示ください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 河内議員さんの御質問にお答えいたします。

市営住宅についてでございます。

まず、現在の市営住宅の空き部屋率と単身世帯の入居要件緩和についてお答えいたします。

令和7年4月1日時点での市営住宅の空き部屋率は、用途廃止予定で政策的に空き部屋にしている住宅を除きますと29.2%となっております。

また、単身世帯の入居要件につきましては、現状において高齢単身者の入居需要が年々増加傾向であること、単身世帯向け住宅が不足している現状などを踏まえま

すと、60歳以上としている年齢条件を緩和することは困難な状況ではあります

ますが、まずは、現在、家族世帯向けとなっている住宅の一部について、単身者でも入居することができるように要件を緩和するなど、需要に見合った運用を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の市営住宅の役割についてでございます。

市営住宅の入居者につきましては、以前は家族世帯が主流でありましたが、時代や社会が変化する中

で、近年では単身者の入居需要が増加するなど、住宅に困窮される方々の状況にも変化がございます。

市営住宅も、その変化に柔軟に対応していく必要はありますが、公営住宅法に基づく住宅に困窮する低額所得者の方々に対して、低廉な家賃で賃貸するための住宅としての役割は今後も変わることがないものと考えております。

次に、公民連携やエッセンシャルワーカー向けの入居など、市営住宅の空き部屋を活用した事業の導入についてでございます。

市営住宅の目的外使用につきましては、国の承認を必要としますが、全国的には空き部屋を様々な形で有効活用する先進的な事例も見受けられます。

本市におきましても、市営住宅の空き部屋が徐々に増加している状況でございますことから、有効活用が図れるよう、入居要件の緩和や目的外使用による空き部屋の活用についても調査、研究を行ってまいります。

以上申し上げましたが、他の点につきましては、関係理事者からお答えさせていただきます。

○議長（田窪秀道） 竹林教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹林栄一）

（登壇） 発達障がい支援についてのうち、発達障がい児支援についてお答えいたします。

まず、家庭へのサポートについてでございます。

本市では、こども発達支援センターが中核となり、育児や発達、就学などへの保護者の方の不安や疑問に寄り添いながら、必要に応じて保育園や学校、障害福祉サービス機関等とも連携を図り、包括的な支援を行っております。

発達に不安を抱える家庭へのサポートの充実に向けては、早期療育通園相談事業における個別相談会や保護者会の開催に加え、子供への適切な対応スキルを身につけることを目的としたペアレント・プログラムを実施し、保護者支援の充実を図ってまいります。

切れ目のない支援体制の整備につきましては、関係機関との情報共有や引継ぎが特に重要でありますことから、サポートファイルによる情報共有を行っております。

また、保育園、学校、医療、福祉、就労関係者などで構成する地域発達支援協議会を設置し、連携強化や支援の在り方を検討することで、地域全体で切れ目のない支援を推進してまいります。

次に、サポートファイルの簡素化とICT化についてでございます。

ICT化による情報の共有は有効な手段ではございますが、共通システムの整備やセキュリティーへの課題等がございますことから、当面は共通様式やファイルの作成方法を見直し、作成にかかる教職員の負担軽減を図ってまいります。

次に、本市におけるペアレントメンターの取組状況と課題についてでございます。

発達に課題のある子供の子育て経験のある親が、その経験を生かし、相談や助言を行うことは専門家では果たせない、経験者であるからこそ可能な共感的サポートや当事者視点での情報提供ができるものと考えております。

本市におきましても、一昨年度からペアレント・メンターえひめと協

力して、子育てに悩む保護者の方に対して相談会を開催しております。

課題といたしましては、まだ実績が浅くペアレントメンターを十分に知ってもらえていないことから、活動を広く紹介することで、保護者とメンターがよい出会いや関係づくりができるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（田窪秀道） 久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）

誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについて、ほか4点についてお答えいたします。

まず、誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについてでございます。

搾乳ができる環境づくりは、出産した女性が安心して母乳育児を続け、職場復帰や仕事と育児を両立できる環境を整備する上で重要な取組であり、母子の健康と女性の働きやすさの向上等につながるものと認識いたしております。

本市の公共施設におきましては、本庁舎1階のベビールームに搾乳も可能である表示を掲示しているほか、その他の施設では、要望に応じて、託児室等の施設内スペースをご利用いただくなど、柔軟に対応いたしております。

今後におきましても、搾乳での利用を希望した方がためらうことなく施設を利用できるよう、案内表示を工夫するなど、改善を進めてまいります。

また、保健センターのホームページには、厚生労働省の働く女性の心と体の応援サイトへのリンクを設け、企業向けに搾乳ができる環境づくりを周知しておりますが、今後におきましても、より分かりやすい広報に努めるとともに、市内の事業所や商業施設に対して、あらゆる機会を捉えて啓発を行い、搾乳ができる環境づくりを進めてまいります。

次に、孤独死と高齢者支援についてでございます。

まず、本市の高齢者に対する孤独・孤立対策と孤独死防止への取組についてでございます。

現代社会において家族や地域とのつながりが希薄となる中、誰もが孤独や孤立になり得る状況があり、本市におきましても、孤独死の問題は重大な課題として深刻に受け止めているところでございます。

本市の取組といたしましては、独居高齢者見守り推進員活動事業として、見守り推進員による独居高齢者への定期的な訪問や電話連絡などを通じて生活実態の把握や早期の異変発見に努めております。

また、高齢者見守りネットワーク事業では、新聞販売店、電気・水道事業者、郵便局、金融機関、保険会社など、日常的に高齢者と接点を持つ事業者等と協定を結び、異変が確認された際には市へ通報が入り、迅速に安否確認等を行える体制を構築いたしております。

さらには、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、支部社協、民生委員、見守り推進員、自治会役員等を構成員とする地域ケアネットワークが地域包括支援センターや協力機関ブランチと協力して、地域における高齢者情報を把握し、高齢者が必要とする保健福祉サービス等の広報啓発活動を行うなど、地域の高齢者を孤立させない体制づくりを進めております。

次に、孤独・孤立対策地域協議会

設置の推進状況と課題についてでございます。

孤独・孤立対策推進法により、孤独・孤立対策地域協議会の設置が努力義務とされておりますが、本市におきましては、現時点では設置できておりません。

本市の課題といたしましては、孤独、孤立に対応するための専用の相談窓口が未整備であり、福祉団体、ボランティア団体、医療など、地域の関係機関がケースごとに対応しているため、適切な支援体制の連携と強化が必要であると考えております。

今後におきましては、国のガイドラインや他自治体の事例などを参考にしながら、孤独・孤立対策地域協議会の設置に向けて、調査研究してまいります。

また、単身高齢者へのサポートにつきましても、総合相談権利擁護事業等において、個々のケースに応じた対応をいたしており、介護保険制度のサービス利用につなげるだけでなく、その人にとって本当に必要な支援が行えるよう、地域の関係者や関係機関からの協力を得ながら支援を行ってまいります。

次に、孤独、孤立に陥っても支援を求める声を上げやすい地域づくりについてでございます。

孤独や孤立に直面しても、助けを求めることができる地域づくりの実現には、住民一人一人がつながりを感じられる仕組みと環境づくりが重要と考えますことから、今後におきましても、民生児童委員や見守り推進員を地域の身近な相談相手として、孤独、孤立に悩む方の声をお聞きし、その情報を地域の関係団体等で共有することで、必要な支援につなげていくなど、誰一人取り残さない体制の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護現場におけるハラスメントについてでございます。

まず、具体的な対策方法や事業所のリスクマネジメント体制についてでございます。

介護現場におけるハラスメントは、職員の心身に深刻な影響を及ぼすのみならず、離職の一因にもなり得るものであり、結果として介護サービスの質の低下や人材不足の深刻化を招く重要な課題であると認識いたしております。

本市におきましては、国によるパワーハラスメント指針や介護現場におけるハラスメント対策マニュアル等に基づき、市内介護事業者に対し、ハラスメントの未然防止への取組及び発生時の対策に関する助言、指導を行っているところでございます。

また、県の介護職場等におけるハラスメント対策支援事業の介護現場におけるカスタマーハラスメント及びモラルハラスメントセミナーやハラスメント対策無料個別相談の周知など、早期の相談及び対応が可能となる環境づくりを支援しており、今後におきましても、ハラスメント対策に係る介護現場での実態把握に努め、事業所のリスクマネジメント体制の充実に向けた一層の支援に努めてまいります。

次に、ハラスメント防止対策に関する周知啓発と相談窓口の設置についてでございます。

利用者や御家族の一部には、介護職員に対する発言や行動が無自覚のうちハラスメントに該当するケースもあり、過剰な要求や暴言が助長

されると、結果的に利用者への適切なサービス提供の阻害や介護職員の離職につながる可能性がございます。

こうした事態を防止するため、正しい理解と日常的な周知啓発が不可欠であると考えており、地域包括支援センターでは、介護サービスの利用を始める方に対して、ハラスメントについて説明を行い、周知を図っているところでございます。

相談窓口につきましては、現在、専用の窓口はございませんが、事業所、職員等からのハラスメントに関する相談内容に応じて、適切な関係機関へ案内するなどの対応を行っており、今後も相談しやすい環境の整備に努めてまいります。

次に、地域の関係者との連携の必要性についてでございます。

介護現場におけるハラスメント対策につきましては、個々の事業所における対応だけでは困難な面があることも承知しており、保険者、地域包括支援センター、医療機関、警察、各種団体等の関係機関と連携した支援体制の構築が不可欠であると認識いたしております。

本市におきましては、高齢者福祉に関する様々な機会を通じて、関係機関と情報共有を行っておりますが、今後におきましてもハラスメント事案に対する適切な対応が可能となるよう、地域の関係者とのさらなる連携・協力体制づくりを推進してまいります。

次に、介護事業所におけるICT活用についてでございます。

介護事業所における人材不足や高齢化は、全国的な喫緊の課題であるとともに、本市におきましても、深刻な状況であると認識いたしております。

介護現場における記録作業や排せつ・入浴介助などの業務に割かれる時間と労力は、精神的、身体的に大きな負担であり、業務の効率化による負担軽減が強く求められているところでございます。

本市といたしましては、新居浜市高齢者福祉計画2024・介護保険事業計画で、介護現場の負担軽減等の取組やICTの活用を含めた介護現場革新に向けた周知広報の推進を重点目標の一つとして位置づけ、介護テクノロジー導入支援事業等の国、県の各種補助制度を周知するなど、啓発に努めているところでございます。

事業所でのモデルケースの取組につきましては、現在のところ考えておりませんが、市内ではタブレット端末等を活用した介護記録の入力や情報共有が包括的に可能となる介護ソフトの導入等により、ICTの活用が図られている事業所もございませぬことから、こうした事業所の事例を市内の介護事業所に紹介するなど、周知啓発を進めてまいります。

次に、発達障がい支援についてのうち、大人の発達障がい支援についてでございます。

市民や企業の方に障害に対する理解を深める取組や啓発につきましては、新居浜市障がい者自立支援協議会による障がい理解促進研修・啓発事業等で講演会や障害者による作品展などを定期的に行っているほか、4月2日の世界自閉症啓発デー及び同日から1週間の発達障害啓発週間に合わせた市のホームページでの啓発やポスター掲示などの広報、煙突山のブルーライトアップを実施いたしております。

また、大人の発達障害に悩んでいる方の相談窓口及び支援につきましては、地域福祉課や保健センターにおいて、保健師が電話や面談により相談をお受けしているほか、毎月第2金曜日には、地域福祉課において障がい者・児総合相談窓口を開設し、相談支援事業所の相談支援専門員が相談をお受けしており、内容や状況に応じた支援として、精神科医師や臨床心理士による心の相談につながるほか、医療機関受診や障害福祉サービス等の利用をお勧めいたしております。

○議長（田窪秀道） 沢田市民環境部長。

○市民環境部長（沢田友子）（登壇） 女性が働きやすい職場環境づくりについてお答えいたします。

まず、育児休暇、介護休暇の取得に関する女性が働きやすい職場環境づくりについてでございます。

令和6年に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、男女ともに仕事と育児、介護を両立できるよう、本年4月1日から段階的に施行をされております。

こうした中、本市では男女共同参画社会実現に向けた取組として、8月1日から7日を新居浜市男女共同参画週間と定め、毎年、市政だよりやホームページ、ロビー展等において男女共同参画についての意識啓発を行っております。

今後、これら取組の中で、本法の改正内容の周知と理解促進を図るとともに、関係部局・団体等と連携して、女性が働きやすい職場環境づくりのための支援策等について、市内企業へ情報提供を行い、さらなる意識の醸成を図ってまいります。

次に、女性活躍等推進事業所認証企業を増やすためのインセンティブについてでございます。

新居浜市女性活躍等推進事業所に認証された事業所につきましては、取組状況を市ホームページ等で紹介するとともに、女性活躍に関する各種情報や学習機会の提供のほか、新居浜市女性総合センターの減免利用ができるメリットがございます。

今後、さらに多くの認証事業者を増やすため、他市の事例も参考にしながら、新たなインセンティブについて、調査研究を行うとともに、県や関係部局と連携した企業訪問、市内企業が参加するイベント等でのPRに取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。河内優子議員。

○9番（河内優子）（登壇） 見守りサポーターの取組状況について教えてください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇） 河内議員さんの再質問にお答えいたします。

見守り推進員さんの取組について教えてくださいといったような御質問かと思えます。

見守り推進員活動事業につきましては、平成8年度から開始されておりました。事業の実施につきましては、新居浜市の社会福祉協議会及び17の支部に業務を委託いたしております。

現在、見守り推進員は、70歳以上の在宅で生活する独居高齢者のうち、親族等による定期的な安否確認が困難と思われる方を対象者として見守っております。10人に1人を目安に配置させていただいております。

す。

おおむね週1回、対象となる独居高齢者を訪問、または電話をかけるなどして安否の確認を行っていただいております。

活動の実績につきましては、各支部社協及び社会福祉協議会本部から報告をいただいております。訪問時に異変を感じるような場合は、速やかに民生児童委員さんに連絡をしていただくことで、迅速な対応が図れるような体制となっております。

また、地区別に見守り推進員連絡会議を定期的を開催しております。安否確認の結果や処遇困難ケースについて、見守り推進員を中心に民生児童委員さんや社会福祉協議会、地域包括支援センターの職員などが参加して意見交換など、情報共有を図っております。

○議長（田窪秀道） 再質問はありますか。河内優子議員。

○9番（河内優子）（登壇） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

2つ要望させていただきます。

孤独死と高齢者支援に関して、助けを求めやすい地域づくりの推進をお願いいたします。

もう一つが、難しいと思うんですけども、就職氷河期世代の方が40代、50代になられております。

厳しい経済下の中、不安定な働き方を経験し、不遇の世代であり、現在も厳しい生活をしていると言われております。就職氷河期支援にもつながりますので、40代、50代の単身の方の入居要件の緩和を検討していただけるよう要望させていただきます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。